

すなわち、給水装置は、水道施設（浄水施設、送水施設等水道事業者が管理する施設（法第3条第8項））と一体をなす「水道」の一部であり、その範囲は、配水管から分岐して容易に取り外しのできない構造で接続され、有圧のまま給水される給水管または給水用具の吐水口までとなる。以下に給水装置の末端の事例を図-4.1.4，図-4.1.5に示す。

このように、給水装置を配水管及び給水管が保持していた水圧を開放する最終の止水機構をもつ給水栓等の給水用具を含むことは当然であるが、その先の吐水口までとしている理由は、給水装置からの水の汚染を防止するうえで、次の2点を確認するためである。

1) 水が飲用に供される場合は、末端の給水装置まで構造・材質基準に関する省令の浸出性能基準に適合している確認が必要なこと。

2) 水槽、流し、その他水を受ける器具、施設等に給水する場合は、構造・材質基準の水の逆流を防止するための措置が講じられているか否かの確認が必要であること。

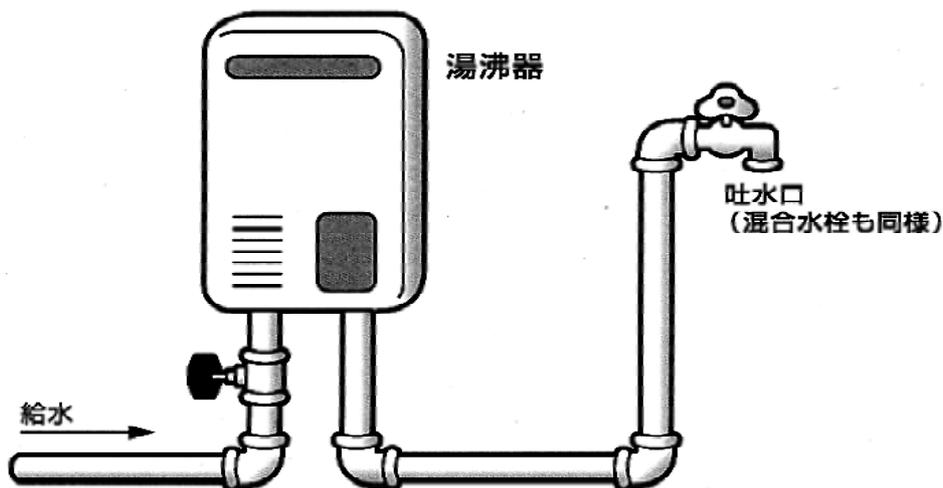


図 - 4.1.4 給水給湯配管の場合

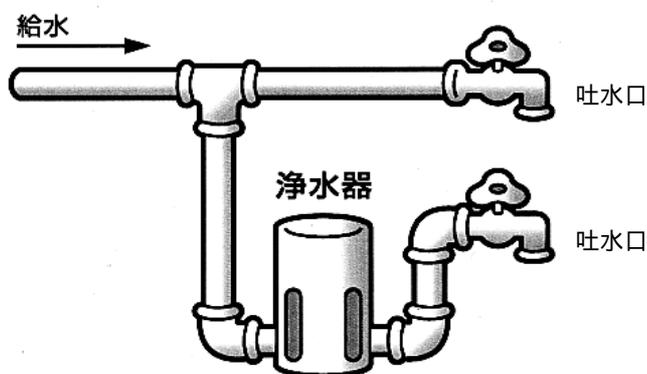


図 - 4.1.5 先止め浄水器の場合